

滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、一般職の非常勤職員が育児休業等を行うことができることとなったことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 育児休業をすることができない職員および育児休業をすることができる期間等を定めることとします。(第2条、第2条の2、第3条関係)
- (2) 部分休業をすることができない職員および部分休業をすることができる時間を定めることとします。(第22条、第23条関係)
- (3) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)第4条第1項または第2項の規定により引き続き勤務している職員</p>	<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)第4条第1項または第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) <u>滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないことおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) <u>勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項および第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育

見休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合においては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合においては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第4条～第21条 略

(部分休業をすることができない職員)

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

第4条～第21条 略

(部分休業をすることができない職員)

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務職員等とする。

エ 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第23条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始めまたは終わりににおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条、学校職員勤務時間条例第16条または警察職員勤務時間条例第15条の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇として承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業の承認)

第23条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項、学校職員勤務時間条例第9条第1項または警察職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等)を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりににおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条、学校職員勤務時間条例第16条または警察職員勤務時間条例第15条の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇として承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第24条～ 略

第24条～ 略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

滋賀県職員の育児休業等に関する条例の改正について

1 改正の趣旨

仕事と生活の両立を図る観点から、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、一般職の非常勤職員についても民間の短時間労働者と同様に育児休業等を行うことができることとされました。

この法改正に伴い、一般職の非常勤職員の育児休業および部分休業にかかる対象者および期間等について滋賀県職員の育児休業等に関する条例において規定することが必要であるため、所要の規定を追加します。

2 主な改正内容

今回の条例改正において、一般職の非常勤職員のうち育児休業等を行うことができない者や、育児休業を行うことができる期間等を規定することにより、以下に掲げる職員が育児休業等を行うことができることとなります。

(1) 育児休業

①新たに育児休業を行うことができることとなる者

一般職の非常勤職員のうち、引き続き在職した期間が1年以上で、かつ子の2歳到達日まで引き続き在職することが見込まれる者で、人事委員会規則で定める日数以上勤務する者

②育児休業を行うことができる期間

子の1歳到達日まで(一定の条件を満たす場合は1歳2か月または1歳6か月まで)

(2) 部分休業

①新たに部分休業を行うことができることとなる者

一般職の非常勤職員のうち、引き続き在職した期間が1年以上である者で、人事委員会規則で定める日数および時間数以上勤務する者

②部分休業を行うことができる期間

子の3歳到達日まで

③部分休業を行うことができる時間

1日の勤務時間から5時間 45分を減じた時間(法の規定により、2時間以下)

3 施行日

公布の日から施行